

件名

最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後

目次

〔第一章～第四章 略〕

第五章 証券化エクスポートージャーの取扱い

第一節 〔略〕

第二節 証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額

第一款 〔略〕

第二款 証券化エクスポートージャーのリスク・ウェイトの取扱い

〔第一目～第六目 略〕

第七目 適格STC証券化エクスポートージャー及び適格短期STC証

券化エクスポートージャー（第二百四十五条の二・第二百

四十五条の三）

第八目 不良債権証券化エクスポートージャー（第二百四十五条の

四）

第三款 〔略〕

〔第五章の二～第七章 略〕

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一・二 略」

二の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が

証券化エクスポートージャーである取引をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

改 正 前

目次

〔第一章～第四章 同上〕

第五章 〔同上〕

第一節 〔同上〕

第二節 〔同上〕

第一款 〔同上〕

第二款 〔同上〕

〔第一目～第六目 同上〕

第七目 適格STC証券化エクスポートージャー（第二百四十五条の

二）

券化エクスポートージャー（第二百四十五条の二・第二百

四十五条の三）

第三款 〔同上〕

〔第五章の二～第七章 同上〕

附則

（定義）

第一条 〔同上〕

「一・二 同上」

二の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が

証券化エクスポートージャーである取引をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

「イ・ロ 略」

ハ 第二百四十五条の三第二項に規定する適格短期STC証券化エク  
　　スポーツージャーに該当するもの

〔三〕七十六の六 略〕

七十七 適格なサービスサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービスサー（委託又は再委託に基づき、原資産の管理、原資産の債務者に対する原資産の請求及び回収金の受領事務を受託した者をいう。）並びに第二百三十九条の三第二項第七号及び第八号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

「イ・ロ 略」

〔七十八〕百十七 略〕

（金融機関向けエクスポートージャー）

第三十条 自己資本比率規制金融機関（バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外國の会社又は証券金融会社（法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。第七十七条第二項第二号及び第八十二条第二項第二号において同じ。）をいう。以下同じ。）に対するエクスポートージャー（以下この条並びに第三十三条第一項及び第四項において「金融機関向けエクスポートージャー」という。）について、格付がある場合のリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

「イ・ロ 同上」

〔号の細分を加える。〕

〔三〕七十六の六 同上〕

七十七 適格なサービスサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービスサー（委託又は再委託に基づき、原資産の管理、原資産の債務者に対する原資産の請求及び回収金の受領事務を受託した者をいう。以下この号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

「イ・ロ 同上」

〔七十八〕百十七 同上〕

（金融機関向けエクスポートージャー）

第三十条 自己資本比率規制金融機関（バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外國の会社又は証券金融会社（法第一条第三十項に規定する証券金融会社をいう。第七十七条第二項第二号及び第八十二条第二項第二号において同じ。）をいう。以下この節において同じ。）に対するエクスポートージャー（以下この条並びに第三十三条第一項及び第四項において「金融機関向けエクスポートージャー」という。）について、格付がある場合のリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

〔表略〕

〔2～11 略〕

(自己居住用不動産等向けエクスボージャー)

第三十五条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅の取得等に係るエクスボージャー（以下「自己居住用不動産等向けエクスボージャー」という。）であって、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該自己居住用不動産等向けエクスボージャーのLT<sub>V</sub>比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

〔表略〕

〔一・二 略〕

〔2～5 略〕

(賃貸用不動産向けエクスボージャー)

第三十六条 第三十二条及び第三十四条の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす住宅の取得等に係るエクスボージャー（以下「賃貸用不動産向けエクスボージャー」という。）であって、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該賃貸用不動産向けエクスボージャーのLT<sub>V</sub>比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

〔表略〕

〔一～三 略〕

〔同上〕

〔2～11 同上〕

(自己居住用不動産等向けエクスボージャー)

第三十六条 第三十二条及び第三十四条の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす住宅の取得等に係るエクスボージャー（以下「賃貸用不動産向けエクスボージャー」という。）であって、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該賃貸用不動産向けエクスボージャーのLT<sub>V</sub>比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔2～5 同上〕

(賃貸用不動産向けエクスボージャー)

第三十六条 第三十二条及び第三十四条の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす住宅の取得等に係るエクスボージャー（以下「賃貸用不動産向けエクスボージャー」という。）であって、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該賃貸用不動産向けエクスボージャーのLT<sub>V</sub>比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

〔同上〕

〔一～三 同上〕

〔2～5 略〕

(事業用不動産関連エクスポートージャー)

第三十七条 第三十条及び第三十一条から第三十四条までの規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす不動産の建設、取得、増改築その他の不動産関連費用又は運用を目的とした事業向けのエクスポートージャー（以下「事業用不動産関連エクスポートージャー」という。）であつて、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該事業用不動産関連エクスポートージャーのLTV比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

〔表略〕

〔一・二 略〕  
〔2～5 略〕

(原資産の信用リスク・アセツト)

第二百二十五条 最終指定親会社等は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセツトの額を算出するものとする。

一 「略」

二 当該最終指定親会社等が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、最終指定親会社等の倒産手続等においても当該最終指定親会社等又は当該最終指定親会社等の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に最終指定親会社等から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第

〔2～5 同上〕

(事業用不動産関連エクスポートージャー)

第三十七条 第三十条及び第三十一条から第三十四条までの規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす不動産の建設、取得、増改築その他の不動産関連費用又は運用を目的とした事業向けのエクスポートージャー（以下この節において「事業用不動産関連エクスポートージャー」という。）であつて、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該事業用不動産関連エクスポートージャーのLTV比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

〔同上〕

〔一・二 同上〕  
〔2～5 同上〕

(原資産の信用リスク・アセツト)

第二百二十五条 「同上」

一 「同上」

二 当該最終指定親会社等が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、最終指定親会社等の倒産手続等においても当該最終指定親会社等又は当該最終指定親会社等の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に最終指定親会社等から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第

二百五号)の規定による弁護士又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第二条第三号に規定する外国弁護士をいう。以下同じ。)による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

「イ・ロ 略」

〔三～九 略〕

〔2～4 略〕

(リスク・ウェイトの算出)

第二百二十七条 前条第一項第二号に掲げる証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、当該リスク・ウェイトの算出方式を次条の規定により判定するものとし、当該判定された算出方式に基づき、次目から第八目までに定めるところによりリスク・ウェイトを算出するものとする。

2 「略」

第七目

適格STC証券化エクスポージャー及び適格短期  
STC証券化エクスポージャー

(適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト)

第二百四十五条の二 「略」

2 「略」

第一項の「適格STC証券化エクスポージャー」とは、次に掲げる要

二百五号)の規定による弁護士又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第二条第三号に規定する外国弁護士をいう。次項第三号並びに第二百四十五条の二第三項第九号及び第十五号において同じ。)による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

「イ・ロ 同上」

〔三～九 同上〕

〔2～4 同上〕

(リスク・ウェイトの算出)

第二百二十七条 前条第一項第二号に掲げる証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、当該リスク・ウェイトの算出方式を次条の規定により判定するものとし、当該判定された算出方式に基づき、次目から第七目までに定めるところによりリスク・ウェイトを算出するものとする。

2 「同上」

第七目

適格STC証券化エクスポージャー

(適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト)

第二百四十五条の二 「同上」

2 「同上」

第一項の「適格STC証券化エクスポージャー」とは、次に掲げる要

件の全てを満たすことをオリジネーター及び投資家が常に確認することができる資産譲渡型証券化取引に係るエクスポート・ジャーナー（次条第二項各号に掲げる証券化エクスポート・ジャーナー及び再証券化エクスポート・ジャーナーを除く。）をいう。

〔一～四 略〕

五 原資産プールを構成する全ての債権が次のイからニまでのいずれにも該当しないことについて、オリジネーターによる確認が原則として証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までの間に行われていること。

イ 債権の組成に先立つ三年の間に、債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けていること、又は債務者について特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。）が公的な信用情報機関に登録されていること。

ハ 債務者が、適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高いと評価されていること又はデフォルトしていると評価されていること。

二 「略」

〔六～八 略〕

件の全てを満たすことをオリジネーター及び投資家が常に確認することができる資産譲渡型証券化取引（ABCP及びABCPプログラムにおける証券化目的導管体に対する貸付け並びに再証券化取引を除く。）に係るエクスポート・ジャーナーをいう。

〔一～四 同上〕

五 「同上」

イ 債権の組成に先立つ三年の間に債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けていること又は債務者について、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。）が信用情報機関に登録されていること。

ハ 債務者が、適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高いと評価されていること又はデフォルトしていると評価されていること。

二 「同上」

〔六～八 同上〕

九 オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有せず、当該オリジネーターの倒産手続等においても当該オリジネーター又は当該オリジネーターの債権者の支配権が及ばないよう、原資産が法的に当該オリジネーターから隔離されており、かつ、かかる状態について弁護士等（自社の企業内弁護士を除く。）による適切な意見書を具備していること。

〔十九十三 略〕

十四 個々の原資産に係るオリジネーターの一切の権利（議決権を含む。）が当該原資産の証券化目的導管体への譲渡に伴い当該証券化目的導管体に移転され、かつ、投資家が有する権利が関連契約において明確に定められていること。

十五 投資家が弁護士等（自社の企業内弁護士を除く。）により確認されている適切な取引関連書類又はその写しを実務上可能な範囲で取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。

〔十六十九 略〕

二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資産を確定する基準日をいう。次号並びに第二百四十五条の四第一項第一号及び第二号において同じ。）において、原資産が事業用不動産関連エクスポージャーではなく、かつ、第三章の規定により算出される原資産のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあっては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

イ 自己居住用不動産等向けエクスポージャー又は賃貸用不動産向けエクスポージャー 個々の原資産のリスク・ウェイトを原資産

九 オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有せず、当該オリジネーターの倒産手続等においても当該オリジネーター又は当該オリジネーターの債権者の支配権が及ばないよう、原資産が法的に当該オリジネーターから隔離されており、かつ、かかる状態について弁護士等による適切な意見書を具備していること。

〔十九十三 同上〕

十四 個々の原資産に係るオリジネーターの一切の権利（議決権を含む。）が当該原資産の証券化目的導管体への譲渡に伴い当該証券化目的導管体に移転され、かつ、投資家が有する権利が関連契約において明確に規定されていること。

十五 投資家が弁護士等により確認されている適切な取引関連書類又はその写しを実務上可能な範囲で取引の実行前及び取引期間中入手可能であること。

〔十六十九 同上〕

二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資産を確定する基準日をいう。次号において同じ。）において、原資産が事業用不動産関連エクスポージャーではなく、かつ、第三章の規定により算出される原資産のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあっては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

イ 自己居住用不動産等向けエクスポージャー又は賃貸用不動産向けエクスポージャー 当該自己居住用不動産等向けエクスポージ

のポートフォリオにおける金額により加重平均して得たリスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

〔口・ハ 略〕

二十一 原資産のカットオフ日において、個々の原資産の債権の残高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がいずれも一パーセント（原資産がいずれも事業法人向けエクスポート・ジャードであり、かつ、オリジネーターが証券化取引における証券化エクスポート・ジャードの最劣後のトランシェを保有し、当該最劣後のトランシェの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポート・ジャードの総額の十パーセント以上である場合（オリジネーターが負担する信用リスクがこれと同等である場合を含む。）にあつては、二パーセント）以下であること。

二十二 [略]

（適格短期STC証券化エクスポート・ジャードのリスク・ウェイト）

**第二百四十五条の三** 前条第一項及び第二項の規定は、適格短期STC証券化エクスポート・ジャードのリスク・ウェイトの算出について適用する。

二 前項の「適格短期STC証券化エクスポート・ジャード」とは、次の各号に掲げる証券化エクスポート・ジャードの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものをいう。

一 ABCP又はABCPプログラムにおける証券化目的導管体（以下の条において「ABCP証券化目的導管体」という。）に対する貸付け、流動性補完若しくは信用補完 トランザクションの適格要件及びABCP証券化目的導管体の適格要件

〔口・ハ 同上〕

二十一 原資産のカットオフ日において、個々の原資産の債権の残高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がいずれも一パーセント（原資産がいずれも事業法人向けエクスポート・ジャードであり、かつ、オリジネーターが証券化取引における証券化エクスポート・ジャードの最劣後のトランシェを保有し、当該証券化エクスポート・ジャードの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポート・ジャードの総額の十パーセント以上である場合（オリジネーターが負担する信用リスクがこれと同等である場合を含む。）にあつては、二パーセント）以下であること。

二十二 [同上]

〔条を加える。〕

一 ABCP証券化目的導管体とセラー（ABCP証券化目的導管体に対してABCPの裏付資産となる債権を売却する者をいう。以下この条において同じ。）との間の取引に対する流動性補完又は信用補完トランザクションの適格要件

3 前項各号の「トランザクションの適格要件」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをいう。

一 セラーが売却する債権が次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 当該セラーが売却する債権が複数ある場合には、これらの債権の特性が同質であること。

ロ 証券化エクスポージャーでないこと。ただし、最優先証券化工クスボージャー（返金を要しないデイスカウン特によるものを除く。）である場合は、この限りでない。

二 セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却する時点で、スパンサー（ABCPプログラムを設定し、かつ、管理する者をいう。以下この条において同じ。）が当該債権のリスク特性を把握するために十分な期間にわたる当該債権と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失実績（延滞状況を含む。）に関する情報を入手可能であること。

三 セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却する時点で、スパンサーが次に掲げる情報の全てを入手可能であること。

イ 延滞若しくはデフォルトの状態又はこれらの兆候を示す債権でないこと。

ロ セラーがデフォルトの可能性が高いことを示す根拠を認識している債権又は差押え、仮差押えその他の強制執行手続が行われて

いる債権でない」と。

四 次に掲げる事項について、セラーやポンサーによる確認が原則として行われていること。

イ ABCPの裏付資産を構成する全ての債権が次の(1)から(4)までのいずれにも該当しない」と。

(1) ABCPの組成に先立つ二年の間に、当該債権の債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けていること、又は当該債務者について特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

(2) 当該債権の債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他当該債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。）が公的な信用情報機関に登録されていること。

(3) 当該債権の債務者が、適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高い、又はデフォルトしていると評価されていること。

(4) 当該債権の当初の債権者（オリジネーターを含む。）と債務者との間で民事上の紛争が起きていたこと。

ロ ABCPの裏付資産を構成する債権がABCP証券化目的導管体に売却される時点で、当該債権の全てについて、その返済実績が原則として一回以上ある」と。

---

五 ABCP証券化目的導管体に売却された債権の当初の債権者がセラーである場合には、当該債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させない当該セラーの一貫した審査基準に基づいて組成されていること。また、当該審査基準に重要な変更があったときは、変更の時期及び目的が当該セラーからスポンサーに開示されるものであること。

六 ABCPの裏付資産を構成する債権がセラーによって恣意的に選択され、売却されたものでないこと。

七 スポンサーが次に掲げる事項の全てについて弁護士等による適切な意見書により確認していること。

イ ABCP証券化目的導管体に売却された債権の当初の債権者、セラーその他の関係者が当該債権に対して有効な支配権を有していないこと。

ロ ABCP証券化目的導管体に売却された債権の当初の債権者、セ

ラーその他の関係者の倒産手続等において当該債権に対して当該関係者の支配権が及ばないように、当該債権が法的に当該関係者から隔離されていること。

八 スポンサーが、次に掲げる時点の全てにおいて、セラーからABCP

の裏付資産に係る個別明細データ（当該裏付資産の分散度が高い場合にあっては、個別明細データ又はリスク特性を把握することができる階層別データ）の提供を受けていること。

イ セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却する前の時点

ロ セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却した後の時点であって、スポンサーの求めるとき。

九 ABCPの償還がその裏付資産である債権の債務者の返済能力又は

返済意思に依存するものである」と。

十 セラーがABCP証券化目的導管体に売却した債権について、元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外国為替リスクが存在する場合には、スポンサーがこれらのリスクが適切にヘッジされていることを確認している」と。

十一 セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却する前の時点及び売却した後の時点において、スポンサーが次に掲げる要件の全てを満たしている」と。

イ 当該債権に係る元本及び利息の支払順位が関連契約において適切に規定されていることを確認していること。

ロ 当該債権に係る元本及び利息の支払に関する情報（支払に影響を与える可能性がある事項に関する情報を含む。）入手可能であること。

十二 スポンサーとセラーとの関連契約において、ABCP証券化目的

導管体に譲渡された債権の債務者又はセラーに信用事由が発生した場合のABCP証券化目的導管体の有する権利が明確に定められている」と。

十三 スポンサーが、セラーその他の取引関係者が高度な専門的知識をもつて適切に業務遂行することができる能力及び十分な実績を備えていることを確認している」と。

十四 セラーがスポンサーに対して次に掲げる事項を記載した書類を開示している」と。

イ セラーと関連当事者（サービスナー（委託又は再委託に基づき、当該セラーがABCP証券化目的導管体に売却した債権の管理、当該債権の債務者に対する当該債権の請求及び回収金の受領事務を

受託した者をいう。口において同じ。）を含む。）との取引に係る契約上の義務及び責任

口 重要な関連当事者（サービスナー及び当該セラーがABCP証券化目的導管体に売却した債権に対する流動性補完を提供する者を含む。）の信用力悪化時の交代に関する事項

十五 セラーがABCP証券化目的導管体に売却した債権の全てについて、スponsaが次に掲げる情報の全てを入手可能であること。

イ 当該債権に係る元本及び利息の支払実績（予定されていた支払額、期限前償還元本額及び未収利息の額を含む。）

ロ 当該債権に係る延滞状況等

ハ イ及びロに掲げるもの以外の収入及び支払に関する情報

十六 債権の取得日において、当該債権が事業用不動産関連エクスポートヤーではなく、かつ、第三章の規定により算出される当該債権のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあっては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる当該債権の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

イ 自己居住用不動産等向けエクスポートヤー又は賃貸用不動産向けエクスポートヤー 個々のABCPの裏付資産（当該債権を含む。）のリスク・ウェイトを当該裏付資産のポートフォリオにおける金額により加重平均して得たリスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

ロ 中堅中小企業等向けエクスポートヤー又は個人向けエクスポートヤー（イに該当するものを除く。） 個々の当該債権のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハイ及びロに掲げるもの以外のエクスポートジャー 個々の当該債権のリスク・ウェイトが百パーセント以下であること。

4

第二項第一号の「ABCP証券化目的導管体の適格要件」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをいう。

一 スポンサーが投資家に対して、前項第一号に掲げる要件の充足を疎明し、かつ、保証していること、及びその充足の状況を適時に説明することができるること。

二 スポンサーが投資家に対してABCPプログラムのリスク特性を把握するために十分な期間にわたる裏付資産と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失実績（延滞状況を含む。）に関する情報を開示していること。

三 スポンサーが、次のイ又はロに掲げるABCPの裏付資産となる債権の区分に応じ、当該イ又はロに定める当該裏付資産と実質的にリスク特性が類似する資産を裏付資産とするABCPプログラムのスポンサーとしての経験年数を有していること。

イ 個人に対する債権又はこれに類するもの 三年以上

ロ イに掲げる債権以外のもの 五年以上

四 スポンサーが投資家に対して前項第三号及び第四号の要件の充足を疎明し、かつ、保証していること。

五 スポンサーが投資家に対して次に掲げる事項の全てを疎明し、かつ、保証していること。

イ ABCP証券化目的導管体により購入される債権に係る全ての引受方針が一貫したものであることを確認するための措置を講じていること。

ロ イの措置の内容を説明することができること。

ハイの引受方針に変更があった場合において、ポンサーがセラーから遅滞なく当該変更の内容及び目的入手することができる」と。

六 スポンサーが投資家に対してセラーの選定基準を開示していること。

七 スポンサーが次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ ABCPの裏付資産を構成する債権への強制執行可能性を当該ポンサーが確認した結果について、投資家に対して疎明し、かつ保証していること。

ロ ABCPの裏付資産を構成する債権の全てがセラーから隔離されていれば、について当該セラーから疎明及び保証を受けていることを投資家に対して開示していること。

八 ABCP証券化目的導管体がABCPを発行する前の時点及び発行した後の取引期間中において、ポンサーが投資家に対してABCPの裏付資産に係るリスク特性を把握することができる集計データを提供していること。

九 スポンサーがABCP証券化目的導管体により発行されるABCPの全てに対し無条件かつ適時に全額を支払う流動性補完、信用補完その他のリスクに対する補完措置を提供していること。

十 スポンサーが前号の流動性補完、信用補完その他のリスクに対する補完措置の内容を投資家に対して提供していること。

十一 元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外國為替リスクが存在する場合には、ポンサーがこれらのリスクが適切にヘッジされていることを確認し、かつ、その旨を投資家に対して開示していること。

十二 ABCP証券化目的導管体と投資家との間の取引関連書類において、当該ABCP証券化目的導管体がABCPの償還期限を延長する」とができない旨の特約が定められていないこと。

十三 スポンサーが次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 元本及び利息の支払（ABCPプログラムに提供される信用補完によるものを含む。）に係る順位が関連契約において適切に規定されていることを投資家に対して開示していること。

ロ 前項第十一号イ及びロに掲げる要件を満たしていることを投資家に対して疎明し、かつ、保証していること。

十四 スポンサーが、自らに信用事由が発生した際に投資家が有する権利を当該投資家との関連契約において明確に定めていること。

十五 スポンサーが次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ ABCP証券化目的導管体がABCPを発行する前の時点において、スポンサーが投資家に対して弁護士等（自社の企業内弁護士を除く。）により確認されている適切な目論見書（当該ABCPに係るものに限る。）を実務上可能な範囲で開示していること。

ロ セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却する前の時点において、スポンサーが弁護士等（自社の企業内弁護士を除く。）により確認されている適切な目論見書（当該債権の売却に係るものに限る。）を実務上可能な範囲で入手可能であること。

十六 セラー又はスポンサーがABCPプログラムにおける信用リスクの一部を適切な態様で負担していること。また、スポンサーが投資家に対してその負担の態様を開示するものであること。

十七 次に掲げる期間のうちいずれか長い期間が三年以下であること。

イ ABCP証券化目的導管体が保有するABCPの個々の裏付資産の

残存期間を当該裏付資産の残高で加重平均して算出した期間

ロ イに掲げる期間（当該期間を算出しができない場合にあ

つては、ABCP証券化目的導管体が保有するABCPの個々の裏付

資産の残存期間のうち最も長いものとすることができる。）につ

いて、当該ABCP証券化目的導管体が発行する全てのABCPの残

高で加重平均して算出した期間

十八 スポンサーが自己資本比率規制金融機関に該当すること。

十九 スポンサーが前項各号に掲げる要件の全てを満たしているかどうかについて、投資家に対して疎明し、かつ、保証すること（セラーによる情報が必要である場合にあっては、当該セラーから疎明されている範囲において、投資家に対して疎明し、かつ、保証すること）ができること。

二十 スポンサーが次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 流動性補完及び信用補完について高度な専門的知識をもつて適切に業務遂行することができる能力及び十分な実績を備えていること。

ロ 取引関連書類において、投資家の利益のために行動する義務を定めていること。

二十一 ABCP証券化目的導管体とセラーとの間の取引関連書類、ABCP証券化目的導管体と投資家又は貸付けを行う者との間の取引関連書類その他取引関連書類に次に掲げる事項（ABCP証券化目的導管体とセラーとの間の取引関連書類にあっては、イ及びロに掲げる事項に限る。）が明記されていること。

イ ABCPプログラムの関連当事者の契約上の義務及び責任

ロ 重要な関連当事者の信用力悪化時の交代に関する事項

ハ ABCPプログラムに対する流動性補完又は信用補完の内容

二二二 ABCP証券化目的導管体がセラーから債権を取得する日において、個々の債権の残高が当該債権が裏付資産となるABCpの全ての裏付資産の残高の合計額に占める割合が、いずれも二パーセント（当該債権がいざれも事業法人向けエクスボージャーであり、かつセラー又はスponサーが次のイ又はロに掲げるトランシェを保有し、当該トランシェの合計額が当該イ又はロに定める額の十パーセント以上である場合（セラー又はスponサーが負担する信用リスクがこれと同等である場合を含む。）にあっては、三パーセント）以下である」と。

イ ABCPの最劣後のトランシェ 当該ABCpの裏付資産となる債

権の総額

ロ 当該債権の最劣後のトランシェ 当該債権の全てのトランシェの総額

#### 第八目 不良債権証券化エクスボージャー

〔目を加える。〕

第二百四十五条の四 次に掲げる要件の全てに該当する証券化エクスボージャー（次項及び第四項において「不良債権証券化エクスボージャー」という。）のリスク・ウェイトは、当該リスク・ウェイトが内部格付手法準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いて算出される場合は、第二目、第五目及び第六目の規定にかかわらず、百パーセントを下回らないものとする。

一 原資産のカットオフ日において当該証券化エクスボージャーに係

る第二百四十四条の規定により算出される原資産プールの延滞率（W）が九十パーセント以上であること。

二 原資産の再編その他の理由による構成資産の入替えにかかるわらず、前号に掲げる要件に係る状況が原資産のカットオフ日以降も継続することが見込まれること。

三 当該証券化エクスボージャーが再証券化エクスボージャーでないこと。

2 不良債権証券化エクスボージャーが次に掲げる要件の全てに該当する場合には、そのリスク・ウェイトは、第二目、第五目及び第六目の規定にかかるわらず、百パーセントとすることができる。

一 資産譲渡型証券化取引に係るエクスボージャーに該当し、かつ、最優先証券化エクスボージャーに該当すること。

二 オリジネーターその他の者が当該不良債権証券化エクスボージャーに係る証券化目的導管体に原資産を譲渡するときに行つたディスカウントの額（返金を要しないものに限る。次項において同じ。）が証券化取引の原資産を構成する全ての資産の残高の合計額に占める割合が、五十パーセント以上であること。

三 当該不良債権証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトを算出する方式が内部格付手法準拠方式又は標準的手法準拠方式であること。

3 前項第二号のディスカウントの額は、オリジネーターその他の者が一部のトランシェを引き受けている場合には、当該オリジネーターその他の者が当該トランシェを証券化目的導管体以外の第三者に初めて譲渡するときに限り、当該譲渡するときに行つたディスカウントの額を加えたものとすることができる。

4 内部格付手法採用最終指定親会社は、不良債権証券化エクスボージャーの裏付資産であるエクスボージャーが事業法人等向けエクスボージャーである場合において、当該エクスボージャーのLGD及びEADに推計値を用いないときは、当該エクスボージャーのリスク・ウェイトを算出する方式として内部格付手法準拠方式を用いないものとする。

(階層化された信用リスク削減手法の取扱い)

第二百四十八条 「略」

〔2～4 略〕

5 最終指定親会社が複数の階層に分割される前の当初の証券化エクスボージャー（以下この項及び次項において「当初の証券化エクスボージャー」という。）自体の信用リスクを負っていると仮定した場合において、当該当初の証券化エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を算出するに当たり、第二百二十八条の規定に基づいて外部格付準拠方式を用いるものと判定されるとときは、みなストランシエに係る証券化エクスボージャーの信用リスク・アセツトの額の算出には、次の各号に掲げる最終指定親会社が保有するみなストランシエの状況の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

〔一・二 略〕

三 前二号のいずれにも該当しない場合 前款第五目、第七目又は第八目の規定により算出されるリスク・ウェイト。ただし、第一号に定めるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

6 「略」

(階層化された信用リスク削減手法の取扱い)

第二百四十八条 「同上」

〔2～4 同上〕

5 「同上」

〔一・二 同上〕

三 前二号のいずれにも該当しない場合 前款第五目又は第七目の規定により算出されるリスク・ウェイト。ただし、第一号に定めるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

6 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

### (経過措置)

第二条 この告示による改正前の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準を定める件  
第二百四十五条の二第三項に規定する適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの算出については、この告示の適用の日（次条第二項において「適用日」という。）から起算して一年を経過する日までの間は、この告示による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準を定める件（次条において「新告示」という。）第五章第二節第二款第七目の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等

の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（令和五年金融庁告示第二百四十五条号。次項において「令和五年改正告示」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により連結自己資本規制比率の算出を行う最終指定親会社については、同項の規定にかわらず、新告示第二百四十五条の二第三項第二十号及び第二百四十五条の三第三項第十六号中「事業用不動産関連エクスポートジヤー」とあるのは「不動産取得等事業向けエクスポートジヤー」と、「自己居住用不動産等向けエクスポートジヤー又は賃貸用不動産向けエクスポートジヤー」とあるのは「抵当権付住宅ローン又は十分な保証が付された住宅ローン」と、「中堅中小企業等向けエクスポートジヤー」とあるのは「中小企業等向けエクスポートジヤー」と読み替えて、新告示第五章第二節第二款第七目及び第八目並びに第二百四十八条第五項第三号の規定を適用する。

2 令和五年改正告示附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和五年改正告示による改正前の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件第二百四十五条の二第三項に規定する適格STC証券化エクスポートジヤーのリスク・ウェイトの算出については

、適用日から起算して一年を経過する日までの間は、前項の規定により適用するものとされた新告示第五章第二節第一款第七目の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。